

# 高井戸第二小学校

## P T A 規 約

保存版



令和2年5月改正版

# 《規約内容》

## 第1章 総則

- 第1条 名称と事務所
- 第2条 目的
- 第3条 活動方針
- 第4条 会員

## 第2章 役員および会計監査

- 第5条 構成
- 第6条 任務
- 第7条 選出および任期

## 第3章 委員

( クラス委員・  
行事委員・  
選挙委員・  
地域安全委員・  
広報委員 )

- 第8条 任務
- 第9条 選出および任期

## 第4章 会議

- 第10条 会議
- 1 総会
- 2 運営会
- 3 代表会
- 4 クラス委員会
- 5 行事委員会
- 6 選挙委員会
- 7 地域安全委員会
- 8 広報委員会
- 9 役員会
- 10 特別委員会

## 第11条 傍聴

## 第5章 会計

- 第12条 会費納入
- 第13条 会計年度
- 第14条 予算
- 第15条 決算

## 第6章 規約改正および細則

- 第16条 規約改正
- 第17条 細則

## 第7章 その他

- 第18条 サポーター制
- 第19条 同好会

# 高井戸第二小学校 P T A 規約

(平成 15 年 4 月 1 日施行)

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (名称と事務所)

本会は、杉並区立高井戸第二小学校 P T A といい、事務所を高井戸第二小学校内に置く。

### 第 2 条 (目的)

本会は、保護者と教職員が協力して、児童の学校教育を中心とする教育上の諸問題等について考え方活動することを目的とする。

### 第 3 条 (活動方針)

本会は、前条の目的を果たすために、以下のことを活動方針とする。

- 1 児童の教育をめぐる諸状況の改善を目指して努力する。
- 2 教育問題の学習に努めるとともに、会員相互の意思の疎通を円滑にする。
- 3 自主独立のものであって、他の団体や機関の支配・干渉を受けず、会員の総意において活動する。

### 第 4 条 (会員)

- 1 本会の会員は、杉並区立高井戸第二小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる人（以下保護者という）および教職員とする。
- 2 本会への入会および退会は、個人の自由意思による。入退会は所定の手続きによって行う。

## 第2章 役員・準役員および会計監査

### 第5条 (構成)

本会に次の役員・準役員および会計監査を置く。

1 役員	会長	1名
	副会長	5名 (内1名は教職員)
	書記	2名
	会計	3名 (内1名は教職員)
2 準役員 (育成会担当)		2名
3 会計監査		3名 (内1名は教職員)

### 第6条 (任務)

役員・準役員および会計監査の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長がその任務を遂行できないときは会長の代理を務める。
- 3 書記は、主なPTA活動を記録し、報告書等を作成する。
- 4 会計は、本会の経理会計全般を担当し、会計監査を経て定期総会で決算報告をする。
- 5 準役員 (育成会担当) は、宮前青少年育成委員会の育成委員として、事業活動に参加、協力する。
- 6 会計監査は、本会会計を監査し、その結果を定期総会で報告する。
- 7 役員は、相互に協力し、その任務を補佐し合う。

### 第7条 (選出および任期)

役員・準役員および会計監査の選出および任期は、次の通りとする。

- 1 会員の中から全会員の参加する選挙によって選出する。ただし、教職員については教職員間の互選とする。
- 2 会長は、保護者の会員から選出する。
- 3 任期は、定期総会から次の定期総会までとし、再選された場合は引き続き1期の留任を認める。
- 4 欠員が生じた場合は、速やかに後任を選出し、運営会で承認のうえ補充する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第3章 委員（クラス委員・行事委員・選挙委員・地域安全委員・広報委員）

### 第8条 (任務)

#### 1 クラス委員

学級P T A（学級単位のP T A）の代表権を持ち、その運営にあたる。

#### 2 行事委員

P T A行事を主催する。

#### 3 選挙委員

翌年度の、保護者からの役員・準役員および会計監査の選出事務を行う。

#### 4 地域安全委員

防犯・防災・子どもの安全に関する活動にあたる。

#### 5 広報委員

P T Aの広報活動にあたり、広報紙を発行する。

### 第9条 (選出および任期)

委員の選出および任期は次の通りとする。

#### 1 クラス委員

会員の互選により、クラスから必要に応じた人数を選出する。

#### 2 行事委員

会員の互選により、クラスから必要に応じた人数を選出する。

#### 3 選挙委員

会員の互選により、第1学年から第5学年の各学年から必要に応じた人数を選出する。

#### 4 地域安全委員

会員の互選により、校内地域安全委員は地域班から1名、校外地域安全委員は学年から必要に応じた人数を選出する。

#### 5 広報委員

会員の互選により、学年から1名を選出する。

#### 6 委員の任期は1年間とする。

欠員が生じた場合は、各委員の選出に準じて後任者を補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

#### 7 本条1から4の「必要に応じた人数」については、運営会の決議により決定するものとする。

## 第4章 会議

### 第10条（会議）

本会に次の会議を置く。

#### 1 総会 最高議決機関とする。

目的	規約改正、会費額の変更、役員会のリコール、当該年度の活動方針と予算案の承認、前年度の決算の承認、その他。
開催	新年度初頭に定期開催、または必要に応じ臨時開催。
構成員	全会員。
招集者	原則として会長。必要に応じ会員の6分の1以上の請求。
成立	会員の8分の1以上の出席。委任状は認める。書面方式での開催を認める。
議長	出席者の互選により議長を選出する。議長は会議を主宰する。 書面方式においては議長を選出しない。
可決	出席者の過半数の賛成を必要とする。

#### 2 運営会

目的	会務執行に必要な事項・諸案件について審議し、決定をする。
開催	必要に応じ。
構成員	各クラス委員のクラス代表、行事委員長、選挙委員長、校内地域安全委員長、校外地域安全委長、広報委員長および役員の代表。
招集者	原則として会長。
成立	構成員の3分の2以上の出席。委任状は認める。書面方式での開催を認める。
可決	出席者の過半数の賛成を必要とする。

### 3 代表会

目的	会務執行に必要な事項・諸案件および緊急な会務の処理について協議する。
開催	必要に応じ。
構成員	必要に応じて、クラス委員長、行事委員長、選挙委員長、校内地域安全委員長、校外地域安全委員長、広報委員長および役員。
招集者	原則として会長。

### 4 クラス委員会

目的	学級PTAの代表として、PTA活動の円滑な運営にあたる。
開催	必要に応じ。
構成員	クラス委員。
委員長	クラス委員は、互選によりクラス委員長を選出する。
招集者	クラス委員長。

### 5 行事委員会

目的	PTAの目的および活動方針にそった行事を主催する。
開催	必要に応じ。
構成員	行事委員。
委員長	行事委員は、互選により行事委員長を選出する。
招集者	行事委員長。

### 6 選挙委員会

目的	翌年度の、保護者からの役員および会計監査の選出事務を行う。
開催	必要に応じ。
構成員	選挙委員。
委員長	選挙委員は、互選により選挙委員長を選出する。
招集者	選挙委員長。
方針	選挙委員会は、厳正中立に任務にあたる。
選挙方法	選挙方法については、運営会の承認を得るものとする。

## 7 地域安全委員会

目的	防犯・防災・子どもの安全に関する活動にあたる。
開催	必要に応じ。
構成員	校内地域安全委員および校外地域安全委員。
委員長	校内地域安全委員は校内地域安全委員長を、校外地域安全委員は校外地域安全委員長を互選により選出する。
招集者	校内地域安全委員長および校外地域安全委員長。

## 8 広報委員会

目的	P T Aの広報活動にあたる。
開催	必要に応じ。
構成員	広報委員。
委員長	広報委員は、互選により広報委員長を選出する。
招集者	広報委員長。

## 9 役員会

目的	予算・活動方針の立案およびP T Aの運営に関する諸事務を執行する。
開催	必要に応じ。
構成員	役員。
招集者	原則として会長。

## 10 特別委員会

目的	運営会が委任した特定の事項を処理する。
設置	会長が必要と認め運営会が承認したときに設置される。
委員長	特別委員は、互選により特別委員長を選出する。
招集者	特別委員長。
解散	所定の任務を終了したとき、運営会に報告し解散する。

## 第11条（傍聴）

各会議の招集者は、その会議の承認を得て構成員以外の会員の傍聴および出席・発言を認めることができる。ただし議決権は認めない。

## **第5章　会計**

### **第12条（会費納入）**

- 1 本会の運営経費は、会費およびその他の収入によってまかなう。
- 2 会員は、所定の会費を納める。
- 3 会費の額は、総会で決定する。
- 4 会長は、会員の事情によって会費を減免することができる。

### **第13条（会計年度）**

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### **第14条（予算）**

本会の予算は、役員会で立案し運営会の審議を経て、総会で決定する。

### **第15条（決算）**

本会の決算について、役員会は会計年度終了後、会計監査の監査を経て定期総会に報告し、承認を受けるものとする。

## **第6章 規約改正**

### **第16条 (規約改正)**

本会規約の改正は、総会で出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

### **第17条 (細則)**

本会規約の実施にあたっての細則は、運営会で制定改廃できる。

## **第7章 その他**

### **第18条 (サポーター制)**

本会では、委員・役員を補佐するPTA活動を「サポーター制」と称する。

### **第19条 (同好会)**

本会に同好会を置くことができる。ただし自主運営とする。

## **付 則**

### **第1条 (実施)**

本規約は、令和2年5月30日から実施する。

## 細 則

### 【役員および会計監査細則】

- 第1条 役員の構成および人数は、必要に応じて若干名増減することができる。
- 第2条 新年度会長は、その年度の総会について日時の決定・招集・運営にあたる。
- 第3条 役員および会計監査は、その子女の卒業により、高井戸第二小学校児童の保護者でなくなった後も、次期定期総会まではその地位にとどまる。

### 【選挙委員会細則】

- 第1条 選挙委員は、翌年度の役員および会計監査になることはできない。

### 【地域安全委員会細則】

- 第1条 本校児童対象に複数の地域班を置き、児童は定められた地域班に属する。
- 第2条 校内地域安全委員会は、地域班を統括する。

### 【弔慰細則】

- 第1条 本会会員の弔慰に関する支出は、本規約に定めたものを標準額とする。
- 第2条 保護者の会員および在籍児童死亡の場合は、金5,000円の弔慰金を供する。
- 第3条 教職員の会員およびその家族死亡の場合は、下記の基準により弔慰金を供する。
- |             |         |
|-------------|---------|
| 教職員の会員死亡の場合 | 金5,000円 |
| 同配偶者死亡の場合   | 金5,000円 |
| その子女死亡の場合   | 金3,000円 |
- 第4条 以上その他、本規約に定めのない場合は、役員会で決定する。

## 【会計細則】

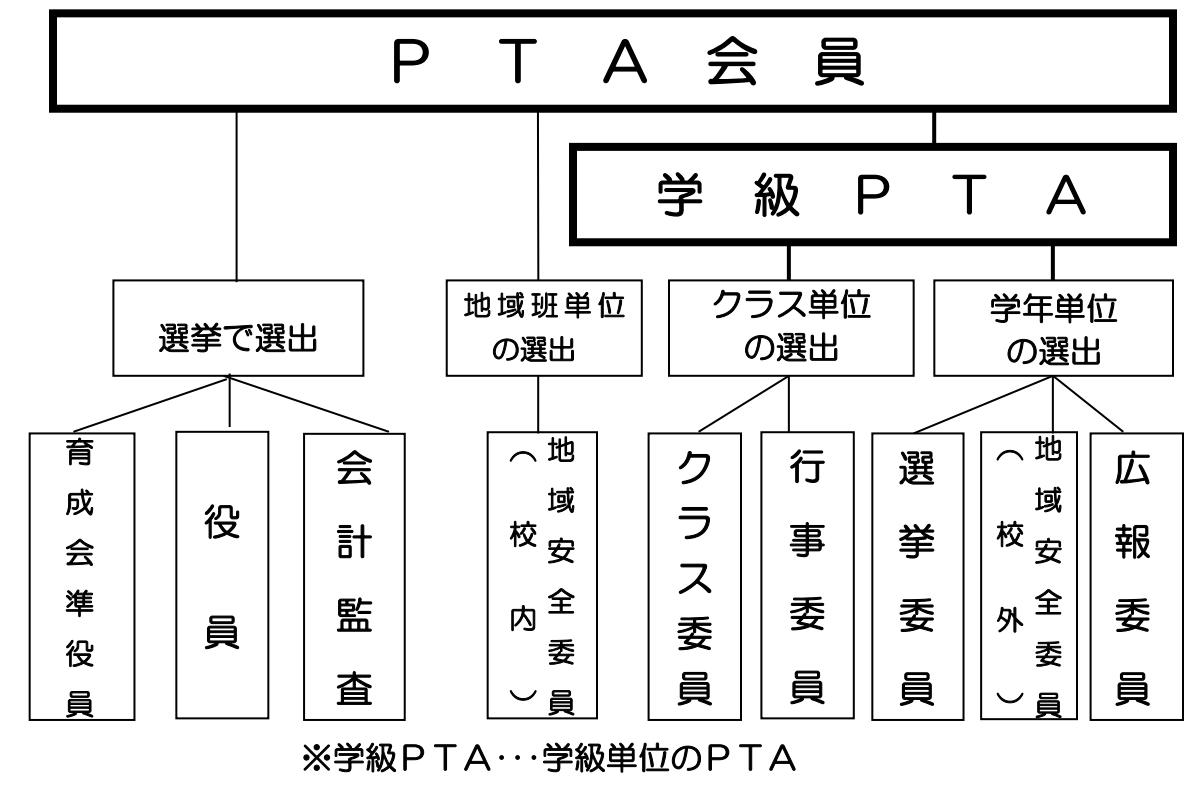
- 第1条 会費は、1年分を一括して徴収する。
- 第2条 中途入会者の会費は、半月割計算で徴収する。
- 第3条 退会者の会費は、申し出があれば半月割計算で払い戻しする。
- 第4条 前年度繰越金は、会計年度末から翌年度の定期総会までの期間、運営上必要な経費に一時充当することができる。しかし、決算においては各支出項目に含める。
- 第5条 予備費は、赤字支出項目の補填にあてることができる。
- 第6条 会計は適宜、会計監査の監査をうける。

## 高二小 P T A 規約の変遷

昭和 22 年	9月制定	(P. T. A. いづみ会)
昭和 38 年	3月一部改正	
昭和 43 年	4月制定	(高井戸第二小学校 P. T. A. と名称変更)
昭和 45 年	3月改正	
昭和 47 年	5月改正	
昭和 53 年	4月改正	
昭和 59 年	5月改正	(役員等の任期、会計定員変更)
昭和 60 年	4月全面改正	
平成 3 年	7月一部改正	(会計細則変更)
平成 10 年 12 月	一部改正	(地域部設立)
平成 11 年	5月一部改正	(地域部) 平成 15 年 1 月全面改正
平成 15 年	5月一部訂正	
平成 15 年 12 月	一部改正	(組織運営図)
平成 16 年	3月一部改正	(会計細則変更)
平成 18 年	5月一部改正	(地域安全委員選出変更)
平成 20 年	5月一部改正	(選挙委員選出変更)
平成 26 年	5月一部改正	(役員構成、広報紙、サポート一制名称変更)
平成 28 年 12 月	一部改正	(委員選出および任期、会議開催の変更等)
平成 29 年	6月一部改正	(選挙委員選出、準役員の追加、文言の変更等)
平成 31 年	4月一部改正	(役員構成、任務、選出および任期の変更)
令和 2 年	5月一部改正	(総会成立議長の項、運営会成立の項の変更)

高井戸第二小学校 P T A 役員会発行

<PTA委員役員選出図>



<組織運営図>

